

食品安全委員会（第709回会合）議事概要

日 時:平成30年8月28日(火) 14:00~14:53

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者:報道 2名、行政機関 1名、一般 1名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
次亜臭素酸水

→厚生労働省から説明。

本件について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「チアクロプリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「シクロピリモレート」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「シクロピリモレートの日摂取許容量(ADI)を0.063 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「イソプロチオランの日摂取許容量(ADI)を0.1 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を0.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.12 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ゲンタマイシン」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「グアニジノ酢酸」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ゲンタマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg 体重/日と設定する。」

「グアニジノ酢酸が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物が、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「CIN株を利用して生産されたキモシン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。